

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

第 6 準 備 書 面

平成28年5月31日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 

斉 藤 雅 彦 

長谷川 律 

鶴 田 き く 

滝 波 泰 

越 政 樹 

武 田 久仁子 

目 次

第1	本件不指定処分は文部科学大臣の裁量権の範囲内であること	5
1	本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは支給法の趣旨に反するものではないこと	5
(1)	原告らの主張	5
(2)	本件規程13条の適合性の審査に当たって、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討するのは当然であること	5
(3)	被告は「給付処分であることだけをもって、裁量が無限定になる」といった主張をしていないこと	6
(4)	本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理でないこと	7
2	本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは不合理ではないこと	8
(1)	原告らの主張	8
(2)	法令に基づく適正な学校運営がなされないおそれや懸念がある場合には支給法の指定を受けられないのは当然で、本件規程13条適合性の判断は他の制度に比して厳格な取り扱いとはなっていないこと	9
(3)	本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、基準を主観的・恣意的にするものではないこと	9
(4)	本件規程13条適合性の主張立証責任は原告らにあること	11
3	本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたこと	12
(1)	原告らの主張	12
(2)	審査会は支給を前提とはしていなかったこと	13
(3)	本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたものであること	13
4	小括	14
第2	本件不指定処分に事実誤認はないこと	14

1	文部科学大臣は、種々の事情から本件規程13条に定める基準に適合するとは認めるに至らないと判断して本件不指定処分をしたのであり、本件不指定処分が事実誤認に基づくとする原告らの主張には理由がないこと	14
2	原告らの挙げる裁判例について	15
	(1) 神戸地方裁判所平成26年4月22日判決について	15
	(2) 福岡高等裁判所平成25年7月17日判決及び福岡地方裁判所平成25年2月15日判決について	16
3	就学支援金の流用のおそれに関する原告らの主張が失当であること	17
4	小括	18
第3	本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではないこと	18
	1 下村大臣の発言に関する原告らの主張が失当であること	18
	2 本件省令改正に係る意見公募手続に関する原告らの主張が失当であること	19
	3 小括	20
第4	原告準備書面(12)第3の5(3)(17ページ)における資料開示請求に対する回答	20
	1 原告準備書面(12)第3の5(3)①記載の文書について	20
	2 原告準備書面(12)第3の5(3)②記載の文書について	20
	(1) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書」について	20
	(2) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「省令案の審査の過程が記録された文書」について	21
	(3) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「意見公募手続文書及び行政機関協議文書」について	21
	(4) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「省令制定のための決裁文書」について	22

3 原告準備書面(12)第3の5(3)③記載の文書について22

被告は、本準備書面において、原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)（以下「原告準備書面(12)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する（第1ないし第3）。また、原告準備書面(12)第3の5(3)（17ページ）の任意開示請求に対し回答する（第4）。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 本件不指定処分は文部科学大臣の裁量権の範囲内であること

1 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは支給法の趣旨に反するものではないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは支給法の趣旨に反するものではない旨の被告の主張（平成27年10月15日付け被告第4準備書面（以下「被告第4準備書面」という。）第2の1・4ないし6ページ）に対し、①支給法の核心は教育の機会均等の確保にあり、教育基本法16条1項を持ち出すのは論理飛躍である（原告準備書面(12)第2の1(1)・3ないし5ページ）、②支給法による就学支援金給付が給付処分であることだけをもって裁量が無限定になるわけではない（同(2)・5、6ページ）、③支給法制定に当たっても、教育基本法16条1項の「不当な支配」を読み込むことは想定されていなかった（同(3)・6、7ページ）と主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、上記原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法の趣旨に反するものではない。

(2) 本件規程13条の適合性の審査に当たって、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討するのは当然であること（前記(1)①について）

ア 原告らは、支給法の核心は教育の機会均等の確保にあるとした上、被告が「支給法が日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生に対する教育の機会均等を等しく確保するものでも、無条件にその無償化を求めるものでもない」旨主張したことについて（被告第4準備書面第2の1(2)（4ページ）、「教育基本法16条1項の話を持ち出すなど、論理飛躍も甚だし」旨主張する（原告ら準備書面(12)第2の1(1)(2)・3ないし6ページ）。

イ しかしながら、被告第1準備書面第5の1（29ないし31ページ）、被告第4準備書面第2の1（4ないし6ページ）などで繰り返し主張しているとおり、支給法は、法令に基づく適正な学校運営がされていないおそれや懸念がある場合にまで就学支援金を支給すべきことを予定していない。支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの規定を受けた本件規程を含む各要件について、文部科学大臣が各要件を全て満たすと認めるに至った場合に初めて支給対象外国人学校の指定処分がなされるものである。支給法1条の文言も、同法の目的について「教育の機会均等に寄与する」としており、「教育の機会均等を確保する」とはしていない。

そして、本件規程13条は、法令に基づく適正な学校運営を求めているところ、その適合性の審査に当たって、教育制度における「中心的地位を占める法律」（昭和51年最高裁判決）である教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討するのはむしろ当然である。

(3) 被告は「給付処分であることだけをもって、裁量が無限定になる」といった主張をしていないこと（前記(1)②について）

ア 原告らは、「一般に、裁量の広狭は、その処分の性質や保障すべき権利の重要性、不利益の程度等も加味して総合的に判断されるのであって、被告主張にあるように給付処分であることだけをもって、裁量が無限定になるわけではない」と主張する（原告準備書面(12)第2の1(2)イ・5ページ）。

イ しかしながら、被告は、そもそも「給付処分であることだけをもって、裁量が無限定になる」などとは主張していない。

支給対象外国人学校の指定の要件を満たした場合の効果は、就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けられることとなるにすぎず、金銭を徴収したり、生徒の教育を受ける権利を侵害したりする効果を有するものではない。このことは、支給対象外国人学校の不指定の面から見ればより一層明らかである。不指定となれば就学支援金は受けられないものの、授業料はそれまで自分たちが支払ってきた金額と変わりはない。生徒も、それまでと何ら変わらず当該学校において学ぶことができるのである。被告は、被告第4準備書面第2の1(2)(4, 5ページ)において、かかる不指定処分の性質を指摘したのであり、文部科学大臣の裁量が無限定であるなどといった主張はしていない。原告の反論は被告の主張を正解しないものであり、理由がない。

- (4) 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理でないこと（前記(1)③について）

ア 原告らは、「国会審議においては、規程13条の判断にあたって、専修学校を基準に客観性を担保する仕組みを議論すべきこと、及び、朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていることが、繰り返し答弁されていた」として、「教育基本法16条1項の『不当な支配』を読み込むことは、全く想定されていなかった」と主張する（原告準備書面(12)第2の1(3)イ・6ページ）。

イ しかしながら、原告らが、具体的に国会審議におけるどの答弁を指して、「朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていることが、繰り返し答弁されていた」と主張しているのか判然としない。そればかりか、支給法制定に向けた国会審議では、むしろ、朝鮮学校を支給対象として指定すること

を前提にした答弁はなされていない。すなわち、外国人学校のうち対象とすべき学校の検討については、「国交がない、国際の認証機関の認証を受けていないという人たちを何かの基準と方法で判断できるかどうかを検討の場を通じて御議論いただいて、それを踏まえて私たちとしては判断したい」（平成22年3月30日参議院文教科学委員会での川端文部科学大臣答弁、乙第4号証の6・6ページ）などと答弁されている。

上記のような国会審議での答弁も踏まえ、被告第5準備書面第2の1(4)(15ページ)で述べたとおり、本件省令1条1項2号ハについては、制度的・客観的に担保されている同号イ及びロには該当しない外国人学校であったとしても、例外的に文部科学大臣が高等学校の課程に類する課程を置いていると判断した場合には就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものである。その指定基準は本件規程に定められているのであるから、本件規程13条の適合性判断において、教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理ではない。

2 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは不合理ではないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは不合理ではない旨の被告の主張（被告第4準備書面第2の2・6ないし8ページ）に対し、これに合理的理由はないとして、①「国民の租税負担」は、本件規程13条のみを厳格に取り扱う理由とはならない、②同条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むと、基準が主観的・恣意的になる、③原告らに過度の証明責任を負わせることになるなどと主張する（原告準備書面(12)第2の1(4)・7ないし9ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、上記原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み

込むことは、何ら不合理ではない。

- (2) 法令に基づく適正な学校運営がなされないおそれや懸念がある場合には支給法の指定を受けられないのは当然で、本件規程13条適合性の判断は他の制度に比して厳格な取り扱いとはなっていないこと（前記(1)①について）

ア 原告らは、なぜ支給法が法令に基づく適正な学校運営がされていない『おそれ』や『懸念』がある程度であっても就学支援金を支給すべきことを予定していないのかその明確な理由を被告が説明できていないとした上、被告が「国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要」と主張したことについて、国民の租税負担は行政行為である限りいかなる制度でも生じ得る問題であり、本件規程についてのみ厳格に取り扱うべき理由にはならない旨主張する（原告準備書面(12)第2の1(4)イ(ア)・7, 8ページ）。

イ しかしながら、支給対象外国人学校の指定処分は、文部科学大臣が支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの規定を受けた本件規程の要件を全て充足していると認められると判断した場合に初めてなされるものである。学校の運営が法令に基づいて適正に行われぬおそれや懸念があれば、指定の要件を充足しないのだから、指定処分を行うことはできず、したがって、不指定処分を行うことは当然である。

また、一般に財政支出を伴う給付や補助については、要件を満たした場合に初めて給付や補助が行われるものである。したがって、本件規程13条適合性の判断についてのみ、他の制度と比べて特に厳格に取り扱われるものであるなどとは到底いえるものではない。

- (3) 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、基準を主観的・恣意的にするものではないこと（前記(1)②について）

ア 原告らは、「国会審議においては、規程13条の判断にあたって、専修学校を基準に客観性を担保する仕組みを議論すべきこと（中略）が、繰り

返し答弁されていた。」(原告準備書面(12)第2の1(3)イ・6ページ)とし、それにもかかわらず教育基本法16条1項の「不当な支配」を読み込み、「おそれ」や「懸念」という概念を要件の中に読み込むことは、判断基準を主観的・恣意的にするものであると主張する(同(4)イ(イ)・8ページ)。

イ しかしながら、「不当な支配」の有無という基準自体、教育基本法16条1項の定めるものであって、法概念として何ら主観的・恣意的なものではないことは明らかである。原告らの主張は、要するに、本件規程13条の適合性判断が裁量的判断に属することを問題視するものであるが、本件省令1条1項1号に定めるような専修学校並びに同項2号イ及びロに定めるような外国人学校とは異なり、同号ハに定めるような外国人学校については、国会審議においても、客観的かつ普遍的な判断の基準、方法について、その判断の可否を含めて、専門的、技術的な判断を要する事柄であると理解されていたものである(被告第1準備書面第3及び第4の1、2・17ないし23ページ)。すなわち、国会の審議においては、「高等学校の課程に類する課程としてその位置づけが学校教育法その他により制度的に担保されているという概念から、(各種学校は)基本的には入りません。そういう意味では、制度的に担保されていないから原則として支給対象とはしないという方向を今検討しておりますけれども、学校教育法上、専修学校になれないために例外的に各種学校の認可を受けているのが外国人学校でございます。そういう意味で、例外的に各種学校の認可を受けているもので一定の要件を満たすものについては、就学支援金の支給対象とすることとしたいと考えております。なお、その際の要件として、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められるものということでそのような外国人学校を指定することと考えておりまして、今その中身は検討をしておるところでありますし、国会の議論を踏まえながら最終的

に決めたいと思っております」(平成22年3月5日衆議院文部科学委員会での川端文部科学大臣答弁, 乙第4号証の1・38ページ)としつつも, 北朝鮮と我が国とは国交がなく, 教育内容のチェックもできないにもかかわらず, 朝鮮高級学校を指定して良いのかが質問されたのに対し, 文部科学大臣は, 「(前略) 外国人学校は, どのような客観的物差しでどのような方法でそれ(引用者注: 高等学校の課程に類する課程であること)を確認するのかというのが, みんなにわかりやすく, そしてはっきりとある種の制度的な客観的担保がないと, おっしゃるように国としての責務を果たすことができないということの中で, まさにこの国会の議論も踏まえて検討させていただきたい」(同39ページ)と答弁している。その結果, 同号ハに定める外国人学校の該当性については, なお専門的, 技術的な判断を要するものとして, その判断の基準, 方法等を具体的に定めることとしたものであり, 本件省令1条1項2号ハに定める外国人学校の該当性についての判断の基準, 方法等について, 検討会議において議論がなされ, 本件規程が策定されたものである。

かかる経過に照らせば, 本件規程13条の適合性の審査に当たって裁量的判断が用いられること自体, 何ら不合理とはいえないし, その基準として, 教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討することもまた, 何ら不合理ではないというべきである。

(4) 本件規程13条適合性の主張立証責任は原告らにあること(前記(1)③について)

ア 原告らは, 被告の主張を前提とすると, 法令に基づく適正な学校運営がされていない「おそれ」や「懸念」がないことについて, 原告らが立証責任を負うことになるとし, 「不当な支配」がある場合, そこに通う子供らには責められるべき理由がないのに, 本来の受給権者である子供らが就学支援金を受給できなくなれば支給法の趣旨・目的に反する旨主張する。

(原告準備書面(12)第2の1(4)イ(ウ)(エ)・9ページ)。

イ しかしながら、本件不指定処分は、授益処分の申請に対する却下処分であること、支給法及び本件規程13条の趣旨及び目的、本件不指定処分が裁量処分であることなどからすれば、原告が主張立証責任を負うことは当然である。そして、主張立証責任が原告にあるとしても、そもそも無理を要求しているものでもない。被告は、不当な支配や適正な学校運営が行われていないことなどに関して種々具体的に挙げた上で、文部科学大臣が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったと主張しているのであるから、原告は、それらの事実を否定する主張立証をしたり、その他の点について適正な学校運営が行われていることを基礎づける事実を主張立証すればよいだけであり、原告の主張には理由がない。

また、本件規程13条の要件適合性の主張立証は、就学支援金の支給対象校としての指定を受けようとする学校が明らかにすべきものであって、そこに通う子どもらに対して求めているものではない。したがって、「『不当な支配』の被害者である子どもらが就学支援金を受給できないとするのは支給法の趣旨、目的に相反する」との原告らの主張は、その前提が誤っている。

3 本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたこと

(1) 原告らの主張

原告らは、本件不指定処分は審査会の議論を踏まえたものである旨の被告の主張（被告第4準備書面第2の3・8ないし10ページ）に対し、本件不指定処分は審査会の議論を無視したものであるとして、①審査会は支給を前提にしていたとか、②本件不指定処分は審査会の議論に反するなど主張する（原告準備書面(12)第2の2・10, 11ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、上記原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたものである。

(2) 審査会は支給を前提とはしていなかったこと（前記(1)①について）

ア 原告らは、第6回審査会の配布資料（甲第20号証の6の2）を挙げて、「朝鮮高校の指定に向けて問題はクリアしている状況であった」、「審査会は、朝鮮高校に対し、就学支援金を支給する方向で議論を進めていた」と主張する（原告準備書面(12)第2の2(1)・10ページ）。

イ しかしながら、被告第4準備書面第2の3(2)（9ページ）で述べたとおり、原告らが指摘する資料が配布された第6回審査会では、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見が出されている（乙第6号証の3・2ページ）。そればかりか、配付資料として「今後の朝鮮高級学校への確認事項」が示されていた（甲第20号証の6の6）。このように、引き続き朝鮮高級学校に対する確認をする必要があるとされていたのであるから、「問題はクリアしている状況」、「就学支援金を支給する方向で議論を進めていた」とは到底いえない。

(3) 本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたものであること（前記(1)②について）

ア また、原告らは、本件不指定処分の内容が、「審査会と真逆であったことは勿論、審査会の意見を聴取する機会を全く設けなかったことから、被告が審査会を軽視していたことは明らかである」と主張する（原告準備書面(12)第2の2(2)・10ページ）。

イ しかしながら、被告第4準備書面第2の4(2)（10ページ）で述べたとおり、審査会においては、朝鮮高級学校について、法令に基づく適正な学校運営がされていることに疑念がある旨の意見や、審査会の審査に限界がある旨の意見は出されていたものの、本件規程13条の基準に適合する

旨の積極的な意見が出されていたものではない。また、文部科学大臣は、開催された4回の審査会における意見を聞いた上で、朝鮮高級学校の本件規程13条適合性について明確な結論を出すことは困難である旨の意見が出されていたこと、審査会の審査では、朝鮮高級学校について本件規程13条に適合するとの積極的な意見は出されなかったことから、これらの意見も考慮した上で、同校が本件規程13条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断し、本件不指定処分をしたものであり、審査会の意見を無視したとはいえない。

4 小括

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合するとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は、その裁量権を逸脱するものではない。

第2 本件不指定処分に事実誤認はないこと

1 文部科学大臣は、種々の事情から本件規程13条に定める基準に適合するとは認めるに至らないと判断して本件不指定処分をしたのであり、本件不指定処分が事実誤認に基づくとする原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らは、被告が、かつては朝鮮総聯の朝鮮高級学校に対する影響力そのものを問題視していたのに、後に、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯との間に一定の関係があること自体は問題としないとしてそのスタンスを変えたものと思われるなどとした上、被告の主張について「朝鮮高校の自主性が阻害されて教育現場に悪影響が生じているような事実は何も指摘されていない。」などと主張する。(原告準備書面(12)第3の3・13ページ)。

(2) しかしながら、原告らが指摘する被告第1準備書面第5の3(7)(43ページ)は、北朝鮮や朝鮮総聯の朝鮮高級学校と一定の関係性を有することそのものを問題視したのではなく、同準備書面第5の3(1)ないし(6)(32

ないし43ページ)のような事実関係を前提とすれば、北朝鮮や朝鮮総連との関係性が「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができなかったことを述べているのであって、被告の立場は何ら変わっていない。

また、これまで繰り返し述べているように、審査の過程において、被告第1準備書面第5の3(32ないし43ページ)の本件不指定処分に至る経緯で述べた事情を全体としてみれば、学校側からは報道で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総連の傘下団体と関係しているような回答がされ、また、朝鮮総連のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮の報道機関側からの各種新聞報道、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言等から、適正な学校運営がされていないと疑われる事情等が認められる状況となっていた。

文部科学大臣は、これら種々の事情から、朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料にかかる債権に充当されないことが懸念され、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断し、本件不指定処分をしたのである。

したがって、被告第1準備書面第5の3(32ないし44ページ)で指摘した各事情からは、支給した就学支援金が授業料以外に流用されるおそれがあることを否定できないとする判断に不合理な点はないし、そのようなおそれが払拭できない限り、本件不指定処分をしたことは支給法の趣旨に照らしても当然のことである。

2 原告らの挙げる裁判例について

(1) 神戸地方裁判所平成26年4月22日判決について

原告らは、上記判決について、「公的判断の一例として同裁判例を引用するものである」、「同裁判例が『不当な支配』にあたらぬとの判断を示したことは明らかである」と主張する（原告準備書面(12)第3の5(1)ア・14, 15ページ）。

しかしながら、被告第4準備書面第3の1(3)ア（13ページ）で主張したとおり、同判決は朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総連との一定の関係が一般に「不当な支配」にあたらぬことを判示したのではなく、原告らの主張は失当である。

(2) 福岡高等裁判所平成25年7月17日判決及び福岡地方裁判所平成25年2月15日判決について

原告らは、同判決について、「同裁判例は『公の支配』（憲法89条）に関するものであるが、教育基本法16条1項の『不当な支配』と判断要素が類似するため摘示したもの」と主張する（原告準備書面(12)第3の5(1)イ・15ページ）。

しかしながら、原告らの主張によっても、どのような点で判断要素が類似するのか不明である。上記各判決は、福岡県知事が福岡県の要綱等に基づいてした福岡朝鮮学園に対する補助金交付決定が、憲法89条後段が禁じる「公の支配」に属しない教育事業への公金支出に当たるかどうか争われた住民訴訟の事案についてのものであり、専ら、朝鮮学校における教育事業が憲法89条後段の「公の支配」に属するか否かについて判示したものである（なお、被告第4準備書面第3の1(3)イ（13ページ）において、「朝鮮学校における教育事業が教育基本法16条の『公の支配』に属するか否かについて判示したもの」としていたのは、「朝鮮学校における教育事業が憲法89条の『公の支配』に属するか否かについて判示したもの」の誤りであるから訂正する。）。したがって、原告らも自認するとおり、就学支援金の支給対象外国人学校の指定をするか否かを判断するに当たって、就学支援金の授業

料に係る債権の弁済への確実な充当や支給法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程を置く」との観点から、法令に基づく適正な学校運営を求め、本件規程13条の要件適合性が問題となる本件とは事案を異にする。

(3) したがって、上記各裁判例は、九州朝鮮高級学校における「不当な支配」がないことの理由となるものではない。

3 就学支援金の流用のおそれに関する原告らの主張が失当であること

(1) 原告らは、「北九州市からの補助金実績は、九州朝鮮高校がこれまで公的な金銭について、適正に管理してきたことの証左である」とした上、被告が、被告第4準備書面第3の2(3)(15ページ)で指摘した、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する用途に用いられる可能性について「単なる誹謗中傷である。」旨主張する(原告準備書面(12)第3の5(2)・16ページ)。

(2) しかしながら、被告第5準備書面第4の2(33ページ)でも主張したとおり、そもそも、支給法2条1項5号を受けた本件省令1条1項2号ハに基づく文部科学大臣による支給対象外国人学校の指定処分と、地方自治体が地方自治法及び各自治体が定めた各要綱に基づいて行う補助金の交付決定処分とは、制度も主体も根拠法規も要件も異にする別個のものである以上、北九州市から補助金が支給された実績があるからといって、それが直ちに本件規程13条に適合することを意味するわけではないことは当然である。

また、原告らは、被告が指摘した支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する用途に用いられる可能性について「単なる誹謗中傷である」旨主張する。しかしながら、原告らは、原告準備書面(5)第3の3(3)(24ページ)において、「仮に、九州朝鮮高校が、就学支援金を受領しているにもかかわらず、生徒・学生から重ねて同額の授業料を徴収することがあれば、指定取り消しの対象となり、さらなる不利益を被ることとなる」、「そうであれば、九州朝鮮高校についても、同様の問題があれば(引用者注：就学支援金が授業料に充てられていない等の法令違反があった場合を指すものと解され

る。)、指定取り消しの対応をすることが予想される」などとして、支給法に反して生徒から重ねて授業料を徴収する場合や就学支援金を授業料に充てない等の法令違反による指定取消しとなるような場合を仮定して議論を展開し、あたかも本件規程13条の要件を満たすかどうかに関わらず、法令違反があった場合には事後的な対応で足りるかのような主張をしていた。そこで、被告は、これに対し反論するため、本件規程13条に定める適正な学校運営が行われていないと疑われる事情や、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する使途に用いられると疑われる事情等があったことを前提としつつも、「この点をおくとしても」とした上で、法令に基づく適正な学校運営がなされていない学校において、就学支援金が支給されたにもかかわらずこれが授業料債権に充当されない場合の想定し得る具体例を述べることにより、「就学支援金を授業料以外の目的に流用することは制度上およそ想定しがたい。」とする原告の主張に反論したのである。

したがって、原告らの主張は、自ら設定した議論の前提を踏まえずに、被告の主張を「単なる誹謗中傷」などと論難するものであり、失当というほかない。

4 小括

以上のとおり、本件不指定処分に当たって事実誤認はなく、原告らの主張はいずれも理由がない。

第3 本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではないこと

1 下村大臣の発言に関する原告らの主張が失当であること

原告準備書面(12)第4の1(18ないし23ページ)における原告らの主張は、おおむね従前の主張を繰り返すものであるため、以下、必要と認める限度で反論する。

(1) 原告らは、下村大臣の「もろもろの事情を総合的に判断、勘案して判断す

るということをございまして、そのように今後は対応するということです。」との発言について、「朝鮮学校に対する指定不指定の判断に政治・外交上の配慮を持ち込むことを明言している」と主張する（原告ら準備書面(12)第4の1(4)・22ページ）。

(2) しかしながら、下村大臣の前記記者会見における「民主党政権時の政府統一見解は廃止」する旨の発言も、飽くまで政権が民主党から自民党に交替したことに伴い、民主党政権時における統一見解を廃止することを表明したものであり、政治・外交上の配慮により判断したことを発言したのではない。このことは、下村大臣が、平成25年5月24日に行われた記者会見においても、「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、法令に基づく学校の適正な運営が行われているとの確証が得られなかったために、不指定処分となった」と発言し、本件不指定処分が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由とするものであることを明確に述べていることから明らかである（乙第54号証）。

したがって、民主党政権時代の政府統一見解を廃止するとの発言に続けて下村大臣が「もろもろの事情を総合的に判断、勘案して判断するということをございまして、そのように今後は対応するということです。」と発言したからといって、その発言が、朝鮮高級学校に対する支給法に基づく支給対象外国人学校の指定の判断に政治的、外交的配慮を持ち込むことを意味するものではない。

したがって、下村大臣の発言に関する原告らの主張は理由がなく、失当である。

2 本件省令改正に係る意見公募手続に関する原告らの主張が失当であること

(1) 意見公募手続に記載されている文部科学省の考え方について、本件省令改正について国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものである

との被告の主張に対し、原告らは、「行手法43条1項は、命令等の制定の理由を示すことを求めている」として、「行手法に明らかに反することを認めてはばからない」と主張する（原告準備書面(12)第4の2・23ページ）。

(2) しかしながら、行政手続法43条は、「命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（括弧内省略）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない」とし、同条1項4号において、「提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由」と定めているのであって、「命令等の制定の理由を示すことを求めている」わけではない。

そもそも、本件意見公募手続は、本件規程13条の適合性について行われたものでも、本件不指定処分について行われたものでもないことは、これまで繰り返し述べているとおりである。

よって、原告らの主張は前提において誤りがあり、失当である。

3 小括

以上のとおり、原告らの主張は、いずれも失当であり、本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではない。

第4 原告準備書面(12)第3の5(3)(17ページ)における資料開示請求に対する回答

被告は、原告準備書面(12)第3の5(3)(17ページ)の①ないし③記載の各文書について、これまで本件訴訟において提出されているもののほかに、以下のとおり、回答する。

1 原告準備書面(12)第3の5(3)①記載の文書について

乙第67号証及び乙第68号証を提出する。

2 原告準備書面(12)第3の5(3)②記載の文書について

(1) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「立案基礎文書並びに立案の検討に関する

る審議会等文書及び調査研究文書」について

立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書については存在しない。

なお、これまで繰り返し述べてきたとおり、審査会は、本件省令1条1項2号ハの規定を前提に議論していたところ、かかる前提の下で、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない」、「学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる」、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか」といった審査に限界がある旨の意見が出されていたのであり、本件省令改正（本件省令1条1項2号ハの規定の削除）は、かかる意見や審査会の状況も踏まえてなされたものである。

(2) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「省令案の審査の過程が記録された文書」について

省令案の審査の過程が記録された文書として、乙第69号証を提出する。乙第69号証は、本件省令案の審査の際に提出された資料であり、同審査の際に修正が加わり、最終的な改正内容は、乙第70号証のとおりである。

(3) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「意見公募手続文書及び行政機関協議文書」について

本件省令改正に係る意見公募手続文書として、乙第71号証を提出する。ただし、同意見公募手続について寄せられた意見自体は、極めて大部にわたるものであり、開示のためのマスキング作業等に多大な時間を要すること、及び本件訴訟における争点との関連性に照らして開示の必要性に乏しいことから、除いている。

なお、同意見公募手続に関する平成25年2月19日の下村大臣記者会見録として、甲第60号証の2がある。甲第60号証の2にあるように、同意見公募手続については、合計3万0510件の意見が寄せられ、そのうち本

件省令改正について賛成の意見が1万5846件、反対の意見が1万4164件、その他の意見が500件であった。

(4) 原告準備書面(12)第3の5(3)②「省令制定のための決裁文書」について
本件省令改正のための決裁文書として、乙第72号証を提出する。

3 原告準備書面(12)第3の5(3)③記載の文書について
乙第73号証を提出する。

以上

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律（甲第1号証）	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証）	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証）	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証）	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号）	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証）	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請書類	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総联合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

略称語句使用一覧表

2016/5/31

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

略称語句使用一覧表

2016/5/31

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
平成27年10月15日付け被告第4準備書面	被告第4準備書面	第6準備書面	5